

ID: 91

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	手数料の徴収								
例規名 根拠条項	長門市応急診療所条例 第6条第1項								
例規番号	平成25年条例第24号								
<p>【根拠条文】 (手数料の徴収) 第6条 応急診療所において、診断書等を交付するときは、手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断書料</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>証明書料</td> <td>1通につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				種類	金額	診断書料	1通につき 2,000円	証明書料	1通につき 400円
種類	金額								
診断書料	1通につき 2,000円								
証明書料	1通につき 400円								
備考									
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和元年10月1日						